

会議案第4号

アイヌ民族に関する総合的施策確立のための審議機関設置に関する
意見書提出の件

アイヌ民族に関する総合的施策確立のための審議機関設置に関する意見
書を別紙のとおり提出する。

平成20年3月21日提出

芽室町議会厚生常任委員会
委員長 柴田正博

アイヌ民族に関する総合的施策確立のための審議機関設置に
関する意見書

北海道では、昭和63年「ウタリ問題懇話会」の審議を経て「アイヌ民族に関する法律」制定を国に要望し、国においては、「ウタリ対策のあり方に関する有識者懇談会報告書」を踏まえ、平成9年5月、「アイヌ文化の振興並びにアイヌの伝統等に関する知識の普及及び啓発に関する法律」を制定した。

この法律により、アイヌ文化の振興並びにアイヌの伝統等に関する国民の理解の促進については、一定の進展がみられるものの、アイヌ民族の人権、教育、生活面において依然として多くの課題が残されている。

平成19年9月、国連において先住民族の様々な権利に関する国際的な基準となる「先住民族の権利に関する国際連合宣言」が圧倒的多数により採択されており、日本政府も人権の保護に資するものとして賛成したところである。

よって、国においては、これを契機として、この宣言におけるアイヌ民族の位置づけや盛り込まれた権利を審議する機関を設置するよう強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成20年3月21日

北海道芽室町議会議長 高 橋 源

衆議院議長
参議院議長
内閣総理大臣
内閣官房長官

殿